

神奈川大学大学院法務研究科紀要に関する取扱要領

2008年7月2日制定

(2008年度第4回法務研究科委員会承認)

(2012年度第2回法務研究科委員会改正)

第1条 この取扱要領は、神奈川大学大学院法務研究科紀要（以下、紀要という。）について必要な事項を定める。

第2条 神奈川大学大学院法務研究科（以下、本研究科という。）は、本研究科の研究及び教育の成果を発表するために紀要を発行する。

2 紀要の名称は「神奈川ロージャーナル」（英文表記は Kanagawa Law Journal）とする。

3 紀要は、原則として、毎年度2回発行する。

第3条 紀要の編集及び発行は、神奈川ロージャーナル編集委員会（以下、編集委員会という。）が行う。

2 編集委員会は、本研究科委員会の選任する本研究科の専任教員3名（実務家教員を含む。）並びに本研究科修了者及び本研究科に在籍する学生若干名により構成する。

3 編集委員会委員長（以下、委員長という。）は、編集委員である本研究科専任教員の中から、本研究科委員会が選任する。委員長は、編集委員会を主宰する。

4 編集委員会の運営等についての詳細は、別途、編集委員会内規により定める。

第4条 紀要に投稿できる者は、本研究科の専任教員、兼任教員、非常勤教員その他編集委員会が適当と認めた者とする。

第5条 投稿できる原稿は、未発表のものであって、論説、研究ノート、翻訳、資料、判例研究、書評、報告その他編集委員会が適当と認めたもの（以下、論説等という。）とする。

2 投稿期日その他の投稿要領については、編集委員会の議を経て、決定する。

第6条 論説等の著作権は各執筆者に帰属する。ただし、論説等を別に出版し又は転載するときは、すみやかに編集委員会に届け出るとともに、紀要からの転載であることを明記するものとする。

2 紀要に掲載された著作物の電子化及びウェブ公開に伴う複製権及び公衆送信権は、執筆者が編集委員会にその利用を許諾したものとみなす。ただし、執筆者がこれを許諾しないときは、その旨を編集委員長に申し出るものとする。

附則

この取扱要領は、2008年7月2日から施行する。

附則（2012年度第2回法務研究科委員会改正）

この取扱要領は、2012年5月16日から施行する。